

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成24年8月27日まで縦覧に供する。

平成24年7月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成24年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人四国スイーツ88推進協議会

馬淵 キノエ

高松市幸町2番1号

3 定款に記載された目的

この法人は、四国の豊かな農産物を活用したスイーツを通じて、四国経済の活性化を図ると共に、四国のおもてなしの文化を四国内外に情報発信することを目的とする。